

議案第169号

世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者の指定
上記の議案を提出する。

令和7年11月26日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、本案を提出する。

世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者の指定

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立ほほえみ経堂	労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団	東京都豊島区東池袋 一丁目４４番３号池袋ＩＳＰタマビル	令和８年４月１日から 令和１３年３月３１日まで
世田谷区立すまいる梅丘	労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団	東京都豊島区東池袋 一丁目４４番３号池袋ＩＳＰタマビル	令和８年４月１日から 令和１３年３月３１日まで
世田谷区立三宿つくしんぼホーム	社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会	東京都世田谷区三宿 二丁目３０番９号	令和８年４月１日から 令和１３年３月３１日まで
世田谷区立岡本福祉作業ホーム	社会福祉法人泉会	東京都世田谷区岡本 二丁目３３番２３号	令和８年４月１日から 令和１３年３月３１日まで
世田谷区立岡本福祉作業ホーム玉堤分場	社会福祉法人泉会	東京都世田谷区岡本 二丁目３３番２３号	令和８年４月１日から 令和１３年３月３１日まで
世田谷区立梅丘ウッドペッカーの森	特定非営利活動法人ウッドペッカーの森	東京都世田谷区松原 六丁目４番１号	令和８年４月１日から 令和１３年３月３１日まで